

<特約または保険金の概要> ・ ・ 当社における付随的な保険金（2019年10月1日現在）

1. 火災、新種、傷害保険における付随的な保険金

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
火災	火災保険	臨時費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発、風災、物体の飛来、給排水設備に生じた事故による水濡れ損害等（水災、盗難、持ち出し家財の事故を除きます）によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする場合に、臨時に必要となる費用に対して、損害保険金に加えてお支払いするものです。 <b>【お支払いする保険金の額】</b> ●損害保険金の30%（ただし、1事故・1敷地内（特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。以下同様とします。）につき住宅物件では100万円限度、一般・工場物件では500万円限度、倉庫物件では300万円限度）
		残存物取片づけ費用保険金	上記と同じ事由によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする場合に、残存物の取片づけ等にかかる費用に対して、損害保険金に加えてお支払いするものです。 <b>【お支払いする保険金の額】</b> ●実費（ただし、損害保険金×10%限度）
		失火見舞費用保険金（倉庫物件以外）	保険の対象となる物または保険の対象となる物を収容する建物の火災、破裂・爆発事故で、他人の所有物に損害を与えた場合に、見舞金等の費用に対してお支払いするものです。 <b>【お支払いする保険金の額】</b> ●被災世帯数×20万円（ただし、保険金額×20%限度）
		地震火災費用保険金（倉庫物件以外）	損害保険金のお支払いの対象外となる、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象となる物である建物が半焼以上となったとき等に、臨時に必要となる費用に対してお支払いするものです。 <b>【お支払いする保険金の額】</b> ●保険金額の5%（ただし、1事故・1敷地内につき住宅・一般物件では300万円限度、工場物件では2,000万円限度）
		傷害費用保険金（工場・倉庫物件以外、団地保険・積立生活総合保険以外） ※2010年1月1日以降保険始期契約については廃止	<長期総合保険以外の場合> 火災、落雷、破裂・爆発、風災、物体の飛来、給排水設備に生じた事故による水濡れ損害、盗難、水災等によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金または水害保険金をお支払いする場合で、被保険者の方または親族・使用人の方が重傷を受けたり、死亡したり、これらの方に所定の後遺障害が生じた場合に、損害保険金または水害保険金に加えてお支払いするものです。 <b>【お支払いする保険金の額】</b> ●死亡・後遺障害のとき、1名につき保険金額×30% ●重傷（14日以上入院または30日以上治療を要する傷害）のとき、1名につき保険金額×2%（ただし、住宅物件では1事故・1名につき1,000万円限度、一般物件では1事故・1名につき1,000万円・1敷地内につき5,000万円限度）

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
火災	火災保険		<p>&lt;長期総合保険の場合&gt;            火災、落雷、破裂・爆発、風災、物体の飛来、給排水設備に生じた事故による水濡れ損害、盗難、水災等によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金、盗難保険金または水害保険金をお支払いする場合で、被保険者本人の方または配偶者、同居の親族、別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子に該当する方が、傷害を被った場合に、損害保険金、盗難保険金または水害保険金に加えてお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡のとき、1名につき保険金額×30%（ただし、1,000万円限度）</li> <li>●後遺障害のとき、1名につき死亡時の保険金の額に後遺障害の程度に応じ3%から100%を乗じた額</li> <li>●入院のとき、1名につき、1日につき死亡時の保険金の額に1,000分の1.5を乗じた額（事故の日から180日限度）</li> <li>●通院のとき、1名につき、1日につき死亡時の保険金の額に1,000分の1を乗じた額（90日限度（事故の日から180日限度））</li> </ul>
		修理付帯費用保険金 （住宅・倉庫物件以外）	<p>火災、落雷、破裂・爆発事故で、保険の対象となる物である建物、設備、装置等（居住の用に供する部分を除きます）が損害を受けた結果、その復旧にあたり当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（原因調査費用等）に対してお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実費（ただし、1事故・1敷地内につき一般物件ではその敷地内の総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度、工場物件ではその敷地内の総保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度）</li> </ul>
		特別費用保険金 （価額協定保険特約） ※2019年10月1日以降保険始期契約については廃止	<p>火災、落雷、破裂・爆発、風災、物体の飛来、給排水設備に生じた事故による水濡れ損害、盗難事故等（水災、持ち出し家財の事故を除きます）により、保険の対象となる物が全損（全焼、全壊）となった場合に、損害保険金に加えてお支払いするものです。（価額協定保険特約をセットした契約が対象となります）</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●損害保険金の10%（ただし、1事故・1敷地内につき200万円限度）</li> </ul>
		新価差額費用保険金 （積立生活総合保険のみ）	<p>火災、落雷、破裂・爆発、風災、物体の飛来、給排水設備に生じた事故による水濡れ損害等（水災、盗難、持ち出し家財の事故を除きます）によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする場合に、損害保険金に加えて再調達価額（注1）と時価額の差額（新価差額）をお支払いするものです。</p> <p>（注1）再調達価額とは、保険の対象となる物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金額が保険価額（注2）の70%以上の場合は、新価差額費用（住宅物件では50万円限度、一般物件では100万円限度）</li> <li>●保険金額が保険価額（注2）の70%未満の場合は、</li> </ul> <p style="text-align: center;">新価差額費用 × <math>\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(注2)} \times 70\%}</math>（住宅物件では50万円限度、一般物件では100万円限度）</p>

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
			(注2)保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象となる物の価額（保険の対象となる物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額）
新 種	動産総合保険	臨時費用保険金 (臨時費用保険金不担保特約付の場合)	火災、落雷、破裂・爆発によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする 場合に限り臨時に必要な費用に対して、損害保険金に加えてお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●損害保険金の30%（ただし、1事故につき300万円限度）
		残存物取片づけ費用保険金	偶然な事故によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする 場合に残存物の取片づけ等にかかる費用に対して、損害保険金に加えてお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●実費（ただし、損害保険金×10%限度）
		修理付帯費用保険金 (修理付帯費用保険金担保特約)	火災、落雷、破裂・爆発によって保険の対象となる物である設備、装置等（居住の用に供する部分を除 きます）が損害を受けた結果、その復旧にあたり当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（原因調査 費用等）に対してお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●実費（ただし、1事故・1敷地内につき総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）
	機械保険 建設工事保険	臨時費用保険金	偶然な事故によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする 場合に臨時に必要な費用に対して、損害保険金に加えてお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●機械保険においては損害保険金の10%（ただし、1事故・1事業場につき200万円限度） ●建設工事保険においては損害保険金の20%（ただし、1事故につき100万円限度）
		残存物取片づけ費用保険金	上記と同じ事由によって保険の対象となる物に損害が生じたことにより損害保険金をお支払いする 場合に残存物の取片づけ等にかかる費用に対して、損害保険金に加えてお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●実費（ただし、損害保険金×6%限度）
	賠償責任保険	見舞金費用保険金 (見舞金費用保険金担保特約)	他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます）につき法律上の損害賠償責任を負担することによ って被る損害を補償する場合に、損害保険金に加えてお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●被害者が死亡した場合は、1名につき10万円 ●被害者が入院した場合は、1名につき1万円 (ただし、身体賠償1事故あたりの支払限度額、身体賠償の保険期間中の総支払限度額を定めている 保険契約については身体賠償の残存する保険期間中の支払限度額、または1,000万円のいずれか低い 額が限度)

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要												
新 種	労働災害総合保険	災害付帯費用保険金 (災害付帯費用補償(担保)特約・ 災害付帯費用拡大補償(担保)特約(増額型))	<p>被用者が業務上災害(および通勤災害)により死亡または後遺障害1級～7級に該当する身体の障害を被った場合に、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金に加えてお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定額方式</th> <th>定率方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>1被用者につき40万円 (増額型の場合、100万円)</td> <td>1被用者につき 平均賃金の80日分(ただし、40万円限度) (増額型の場合、200日分(100万円限度))</td> </tr> <tr> <td>後遺障害 第1級～第3級</td> <td>1被用者につき10万円 (増額型の場合、25万円)</td> <td>1被用者につき 平均賃金の20日分(ただし、10万円限度) (増額型の場合、50日分(25万円限度))</td> </tr> <tr> <td>後遺障害 第4級～第7級</td> <td>1被用者につき5万円 (増額型の場合、15万円)</td> <td>1被用者につき 平均賃金の10日分(ただし、5万円限度) (増額型の場合、30日分(15万円限度))</td> </tr> </tbody> </table>		定額方式	定率方式	死亡	1被用者につき40万円 (増額型の場合、100万円)	1被用者につき 平均賃金の80日分(ただし、40万円限度) (増額型の場合、200日分(100万円限度))	後遺障害 第1級～第3級	1被用者につき10万円 (増額型の場合、25万円)	1被用者につき 平均賃金の20日分(ただし、10万円限度) (増額型の場合、50日分(25万円限度))	後遺障害 第4級～第7級	1被用者につき5万円 (増額型の場合、15万円)	1被用者につき 平均賃金の10日分(ただし、5万円限度) (増額型の場合、30日分(15万円限度))
				定額方式	定率方式										
			死亡	1被用者につき40万円 (増額型の場合、100万円)	1被用者につき 平均賃金の80日分(ただし、40万円限度) (増額型の場合、200日分(100万円限度))										
			後遺障害 第1級～第3級	1被用者につき10万円 (増額型の場合、25万円)	1被用者につき 平均賃金の20日分(ただし、10万円限度) (増額型の場合、50日分(25万円限度))										
後遺障害 第4級～第7級	1被用者につき5万円 (増額型の場合、15万円)	1被用者につき 平均賃金の10日分(ただし、5万円限度) (増額型の場合、30日分(15万円限度))													
退職者加算保険金 (退職者加算特約)	<p>業務上災害(および通勤災害)により被用者に後遺障害が生じ、直接の結果として被用者が退職した場合に、後遺障害補償保険金に加えてお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> ●あらかじめ後遺障害等級に応じて定めた金額</p>														
休業補償保険金支払条件変更特約 (休業補償日数3日超)	<p>休業補償保険金をお支払いする場合に、休業補償保険金に加えてお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> ●休業補償保険金の保険金額×3日分</p>														
傷 害	傷害保険	臨時費用担保特約	<p>第三者の行為によって傷害を被り、その傷害の直接の結果として事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、臨時に必要な費用に対して、費用保険金をお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> ●60万円</p>												
		後遺障害保険金の追加支払に関する特約	<p>後遺障害保険金をお支払いした場合で、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過して被保険者が生存している場合、お支払いした後遺障害保険金額と同額を追加でお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b> ●お支払いした後遺障害保険金額と同額</p>												
		入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)	入院保険金および手術保険金のお支払対象期間を365日に延長するものです。												
		入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)	入院保険金および手術保険金のお支払対象期間を730日に延長するものです。												
		入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	入院保険金または通院保険金のお支払い事由に該当した日数の最初の7日間について、お支払いする保険金を、1日につき保険金日額の2倍とするものです。												
		入院保険金の7日間2倍支払特約	入院保険金のお支払い事由に該当した日数の最初の7日間について、お支払いする保険金を、1日につき保険金日額の2倍とするものです。												

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
傷害	医療保険 ※ 2010年4月1日以降保険始期契約については右記の特約は廃止し、支払限度日数・月数および通算限度日数・月数は、保険証券に記載	入院保険金支払日数延長特約	各種入院保険金の1回の入院のお支払限度日数を365日に延長するものです。ただし、支払条件変更特約がセットされている場合は、お支払限度日数は361日となります。
		入院保険金通算限度延長特約	各種入院保険金の初年度契約および継続契約を通じてのお支払限度日数を、通算1000日に延長するものです。
		入院支援保険金支払月数延長特約	各種入院支援保険金の1回の入院のお支払限度月数を13月に延長するものです。
		入院支援保険金通算限度延長特約	各種入院支援保険金の初年度契約および継続契約を通じてのお支払限度月数を、通算34月に延長するものです。

※積立マンションライフ総合保険（共用部分のみ担保特約付）については、火災保険のうち、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金のみが対象となります。

（注）「被保険者」とは、「保険の補償を受けられる方」または「保険の対象となる方」をいいます。

2. 自動車保険における付随的な保険金（当社では現在自動車保険を販売していません）

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
自動車	車両保険	代車(等)費用保険金	<p>&lt;旧安田ライフ損害保険でご契約の場合&gt;                      被保険自動車の事故に関する代車費用担保特約にご契約されているお客さまのお車の車両事故（車両保険金が支払われる場合）でお車が使用できなくなり、その代替として使用する自動車を借り入れた場合に限り、代車費用保険金としてお支払いするものです。  <b>【お支払いする保険金の額】</b>                      ●全損の場合、代替自動車の借入期間から免責日数を差し引いた日数に対して、1日につきご契約で定められた保険金日額を乗じた額（30日限度）                      ●分損の場合、修理期間から免責日数を差し引いた日数に対して、1日につきご契約で定められた保険金日額を乗じた額（30日限度）                      ※被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約により保険金が支払われる場合は、保険金日額から3千円を控除した額</p> <p>&lt;旧明治損害保険でご契約の場合&gt;                      被保険自動車の事故に関する代車等費用担保特約にご契約されているお客さまのお車の車両事故（車両保険金が支払われる場合）でお車が使用できなくなり、損害を受けたお車を修理している期間または買い替えまでの期間について、必要となるレンタカー費用や他の交通手段を利用された場合の費用として、代車等費用保険金をお支払いするものです。  <b>【お支払いする保険金の額】</b>                      ●全損の場合、事故日からその日を含めて車両保険金をお支払いした日または代替自動車を取得した日のいずれか早い日までの日数から免責日数を差し引いた日数に対して、1日につきご契約で定められた保険金日額を乗じた額（30日限度）                      ●分損の場合、修理期間から免責日数を差し引いた日数に対して、1日につきご契約で定められた保険金日額を乗じた額（30日限度）                      ※被保険自動車の盗難に関する代車費用等担保特約により保険金が支払われる場合は、保険金日額から3千円を控除した額</p>
		盗難代車臨時費用保険金 (盗難に関する代車等費用保険金)	<p>車両保険にご契約されているお客さまのお車が盗難にあい使用不能となり、警察に盗難の届出をしたときに限り、盗難代車臨時費用保険金としてお支払いするものです。                      ※一部盗難・部品盗難は対象外です。  <b>【お支払いする保険金の額】</b>                      ●警察へのお届日からその日を含めて車両保険金支払日までの日数またはお車が発見されて手元に戻った日までの日数（お車の修理が必要な場合は修理期間を含みます）から3日を控除した日数に対して、1日につき3千円を乗じた額（30日限度）                      注）旧安田ライフ損害保険と旧明治損害保険ではお支払対象となる車種が一部異なります。</p>
		全損時諸費用保険金	<p>車両保険にご契約されているお客さまのお車が全損になった場合に付随して発生する費用に対してお支払いするものです。  <b>【お支払いする保険金の額】</b>                      ●車両保険の保険金額の一定割合（限度額があります）</p>

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
自動車	車両保険	分損時諸費用保険金 【旧明治損害保険にご契約の場合】	車両保険にご契約されているお客さまのお車が事故により当社指定修理工場にて修理し、車両保険金を支払われる場合に1回の事故につき1万円をお支払いするものです。 ※ただし、全損時は対象外です。
		事故付随費用保険金	車両事故により、お車が自力走行不能となった場合、お客さまが負担することによって被った損害に対して、次の費用をお支払いするものです。(車両保険金をお支払いする場合に限ります) ・臨時宿泊費用保険金 ホテル・旅館等の宿泊施設に臨時に宿泊したために生じた宿泊費用(1泊分)ただし、1回の事故につき、被保険者1名あたり1万円を限度 ・臨時帰宅費用保険金 事故地から自宅に帰宅するために、または当面の目的地に移動するために公共の交通機関を利用した場合の通常の交通費 ただし、1回の事故につき、被保険者1名あたり2万円を限度 ・搬送・引取費用保険金 被保険自動車の損傷の修理終了後、陸送車等により搬送・引取するために要した費用 ただし、1事故につき5万円を限度 ・キャンセル費用保険金 特定のサービスの予約をした後、お車を使用中の車両事故により自走不能となり、予約した特定のサービス(旅行、映画、演劇、コンサート等)が受けられなくなった場合に負担したキャンセル費用 ただし、1事故につき50万円(1千円またはキャンセル費用の20%のいずれか高い額を差し引きます)を限度
		身の回り品担保保険金 【旧安田ライフ損害保険にご契約の場合】	偶然な事故により車内、トランク内又はキャリアに固定された日常生活の用に供する個人所有の動産(除く金券、貴金属、動物等)に生じた損害(盗難を除きます)に対してお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●ご契約の金額を限度に5千円を差し引いた損害額。
		積載動産損害保険金 【旧明治損害保険にご契約の場合】	偶然な事故により車内、トランク内又はキャリアに固定された日常生活の用に供する個人所有の動産(除く金券、貴金属、動物等)に生じた損害(盗難を含みます)に対してお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●1事故30万円限度
	対人賠償	臨時費用保険金	事故の被害者の方がYAPまたはMAMは3日以上、SAP、PAPは20日以上入院した場合や、死亡した場合に臨時に必要な費用をお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●事故の被害者がYAPまたはMAMは3日以上、SAP、PAPは20日以上入院された場合2万円、死亡された場合は10万円 注)・YAP:旧安田ライフ損害保険の「人身傷害補償付総合自動車保険」 ・MAM:旧明治損害保険の「総合自動車保険」 ・SAP:「自家用自動車総合保険」 ・PAP:「自動車総合保険」 注)旧安田ライフ損害保険にご契約の場合、「対人追加臨時費用担保特約」を付帯しているお客さまには、死亡の臨時費用として、対人1名につき、更に5万円を追加

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
自動車	対人賠償	搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合	<p>被保険者がお客さまのお車に同乗中の事故により搭乗者傷害保険金をお支払いする場合、運転者またはお客さまが被保険者に対して法律上の損害賠償責任を負担するケースでは、対人賠償保険金もお支払いすることがあります。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡された方やおけがをされた方に対する法律上の損害賠償額のうち自賠責保険で支払われる金額を超える金額（ただしご契約の保険金額限度）</li> </ul>
	自損事故	医療保険金 (死亡・後遺障害保険金支払事案)	<p>被保険者がお客さまのお車の事故で受傷された際に、自賠責保険のお支払対象とならない場合（損害賠償請求権が発生しない場合）に、保険金をお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の事故で生活機能または業務機能の減少などをきたし、かつ医師の治療を要した場合、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの入通院日数に応じた医療保険金。入院の場合は1日6千円、通院の場合は1日4千円、1事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度死亡保険金・後遺障害保険金と合わせてお支払いする場合であっても、保険金額を超えて医療保険金をお支払いします。</li> </ul>
		介護費用保険金	<p>被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により重度後遺障害を被り、将来の介護が必要と認められる場合、お支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●約款別表掲載の後遺障害等級等による所定の保険金</li> </ul>
		搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合	<p>被保険者がお客さまのお車を運転中の事故により搭乗者傷害保険金をお支払いする場合、自賠責保険の適用がないケースでは、自損事故保険金をお支払いすることがあります。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡された方やおけがをされた方について、死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金、および医療保険金</li> </ul>
	無保険車傷害	搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合	<p>被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により搭乗者傷害保険金をお支払いする場合、死亡または後遺障害を被り、相手方の車に保険がついておらず相手から十分な補償を得られないケースでは、無保険車傷害保険金をお支払いすることがあります。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡された方や後遺障害になられた方について、当社の約款に基づく無保険車傷害保険金</li> </ul>
		人身傷害補償保険支払事案で未払いの場合	<p>被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により人身傷害補償保険金をお支払いする場合、死亡または後遺障害を被り、相手方の車に保険がついておらず相手から十分な補償を得られないケースでは、無保険車傷害保険金をお支払いすることがあります。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡された方や後遺障害になられた方について、当社の約款に基づく無保険車傷害保険金</li> </ul>
	人身傷害	臨時費用保険金	<p>人身傷害事故で被保険者が3日以上入院した場合や、死亡した場合に臨時に必要となる費用をお支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が3日以上入院された場合2万円、死亡された場合は10万円</li> </ul>
		介護を要する重度後遺障害時保険金額倍額適用事案	<p>人身傷害事故で被保険者が重度後遺障害を被り、介護が必要と認められる場合、お支払いするものです。</p> <p><b>【お支払いする保険金の額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金額の2倍を限度（ただし2億円を限度）</li> </ul>

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
自動車	人身傷害	搭乗者傷害保険支払事案で未払いの場合	被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により搭乗者傷害保険金をお支払いする場合、人身傷害補償保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方やおけがをされた方について、当社の約款に基づき積算した人身傷害補償保険金（ただしご契約の保険金額限度）
		対人賠償保険支払事案で未払いの場合	被保険者がお客さまのお車に同乗中の事故により対人賠償保険金をお支払いする場合に、人身傷害補償保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方やおけがをされた方について、当社の約款に基づき積算した人身傷害補償保険金（ただしご契約の保険金額限度）
		無保険車傷害保険支払事案で未払いの場合	被保険者に無保険車傷害保険金をお支払いする場合、人身傷害補償保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方や後遺障害になられた方について、当社の約款に基づき積算した人身傷害補償保険金（ただしご契約の保険金額限度）
	搭乗者傷害	医療保険金 （死亡・後遺障害保険金支払事案）	搭乗者傷害保険にご契約されているお客さまのお車の事故で、お車に搭乗中の方が受傷された場合に保険金をお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●上記の事故で生活機能または業務機能の減少などをきたし、かつ医師の治療を要した場合、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの入通院日数に応じた医療保険金（事故発生の日から180日を限度）。死亡保険金・後遺障害保険金と合わせてお支払いする場合であっても、 <u>保険金額を超えて医療保険金をお支払いします。</u>  注）旧明治損害保険にご契約の場合 入通院日数に応じてお支払いするご契約（日額払）と受傷された部位および症状により定額でお支払いするご契約（部位・症状別定額払）があります。いずれも、死亡保険金・後遺障害保険金と合わせてお支払いする場合には、保険金額を超えて医療保険金をお支払いします。
		座席ベルト装着者特別保険金	搭乗者傷害保険にご契約されているお客さまのお車の事故で、運転者や同乗者の方が座席ベルトを装着中の事故で傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内の死亡で死亡保険金が支払われる場合に、保険金をお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●保険金額の30%（300万円限度）
		重度後遺障害特別保険金	被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により重度後遺障害を被り、将来の介護が必要と認められる場合、お支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●保険金額の10%に相当する額（100万円を限度）
重度後遺障害介護費用保険金 【YAPまたはMAMにご契約の場合】	被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により重度後遺障害を被り、将来の介護が必要と認められる場合、お支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●後遺障害保険金の50%に相当する額（500万円を限度）		

保険種類	保険種目	特約または保険金の名称	特約または保険金の概要
自動車		臨時費用保険金 【旧安田ライフ損害保険にご契約の場合】	搭乗者傷害保険にご契約されているお客さまのお車の事故で、運転者や同乗者の方が事故日からその日を含めて180日以内の死亡で死亡保険金が支払われる場合に、保険金をお支払いするものです。 【お支払いする保険金の額】 ●100万円
		人身傷害補償保険支払済事案で未払いの場合	被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により人身傷害補償保険をお支払する場合、搭乗者傷害保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方やおけがをされた方について、死亡保険金、座席ベルト装着者特別保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金（YAPまたはMAMにご契約の場合）、および医療保険金
		自損事故保険支払済事案で未払いの場合	被保険者がお客さまのお車に搭乗中の事故により自損事故保険をお支払する場合、搭乗者傷害保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方やおけがをされた方について、死亡保険金、座席ベルト装着者特別保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金（MAMにご契約の場合で人身傷害補償保険未付保のケース）、および医療保険金
		対人賠償保険支払済事案で未払いの場合	被保険者がお客さまのお車に同乗中の事故により、対人賠償保険金をお支払いする場合に、搭乗者傷害保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方やおけがをされた方について、死亡保険金、座席ベルト装着者特別保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金（YAPまたはMAMにご契約の場合）、および医療保険金
		無保険車傷害保険支払済事案で未払いの場合	被保険者に無保険車傷害保険金をお支払いする場合、被保険者がお客さまのお車に搭乗中のケースでは、搭乗者傷害保険金もお支払いすることがあります。 【お支払いする保険金の額】 ●死亡された方や後遺障害になられた方について、死亡保険金、座席ベルト装着者特別保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金（YAPまたはMAMにご契約の場合）、および医療保険金

(注) 「被保険者」とは、「保険の補償を受けられる方」または「保険の対象となる方」を言います。